

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 教育成果を上げるための具体的方策

(学士課程)

- ・語学教育において、英語力向上のための対策クラスを試験的に導入するなど、学生の自学自習のための環境を充実させる。学生が身につけるべき情報科学に関する内容の明確化など情報処理に関連する科目の見直しを進める。心身の調和的発展に寄与するよう、健康・体力科学科目における教育プログラムを開発する。
- ・人間学の開講科目のバランスに配慮しつつ、8科目を新たに開講する。また、人間学を学士課程の4年間を通じて履修できるよう年間登録科目数の制限や学年指定制などの方策を策定する。
- ・全学生に入学時およびその2年後に TOEIC 試験を受験させるとともに e-learning プログラムを整備拡充することで、外国語の能力の向上を図る。また、人間探求学を実施した経験を踏まえ、学生のプレゼンテーション能力や自己表現能力を向上させるための教育を行う。
- ・全学部で専門分野での導入教育の充実を努める。また、これまでの近江楽座の取組を活かし、地域住民の参加による「地元学入門」を新たに人間学科目として開講する。
- ・各学部において倫理的判断能力を育てる教育を重視するとともに、学部横断的な教育プログラムとして「現代社会と倫理(仮題)」を人間学科目として平成21年度に開講するため、その教育内容を確定する。

(大学院課程)

- ・各研究科において、カリキュラム体系化の基本方針に従い、教育内容を確定する。
- ・図書情報センターと提携し、社会人学生の学習経験に配慮しつつ、先行する研究の調査、関連文献調査など研究遂行に必要な能力・技術を習得するための教育プログラムを開発する。
- ・後期課程での研究成果の発表を支援するため、学会発表や論文原稿投稿に係る費用を助成する。また、研究成果を英語で発表できるような指導および支援の方法を検討する。

イ 卒業後の進路等に関する具体的方策

- ・現在行っているキャリア形成指導プログラムや各種講座について、学年進行に応じた体系的なキャリア教育プログラムとして整備する。また、新入生および保護者に対して、大学生活や卒業後の進路等に関する意識調査を実施する。
- ・各種国家試験・資格試験と授業科目との対応関係について学生に周知を図るとともに、受験指導についても相談窓口などの指導体制を明確にする。
- ・留学経験者などを交えた進学・留学ガイダンスをキャリア形成支援講座として新たに実施する。

ウ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- ・教員の学外で行われる各種教育プロジェクトへの参加状況を整理・分析し、生涯学習などへ

の参加指針を策定する。

- ・卒業生・修了生に対するアンケート調査の結果を分析し、学生指導および科目編成の改善に反映させる。

(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置

ア 入学者受入方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

(学士課程)

- ・明確にしたアドミッション・ポリシーに照らして入試実態を点検し、選抜方法の多様化に向けた具体案をまとめる。
- ・学生の入学後の成績追跡調査において、全般的に推薦試験合格者が入学後の成績も概して良好であるとの結果を踏まえ、各学部の状況にあった推薦入試方法の多様化に努める。

(大学院課程)

- ・留学生の受け入れは、基本方針に基づいて行う。また、社会人学生に対しては、就学期間を短縮して学位を授与する等の受入拡大策を検討する。

イ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(学士課程)

- ・各学部の専門分野において、導入科目の見直しを進める。
- ・全学共通教育のあり方について、特に専門教育とのバランスを中心に全学教育構想委員会で検討を進め、平成20年秋には案をまとめる。
- ・新入生に対する TOEIC 試験を引き続き実施するとともに、**e-learning** の利用率を向上させるなど語学教育の充実を図る。さらに、留学体験発表会および留学相談会を定期的に開催するなど学生の意識向上を図る。
- ・学生が身につけるべき情報科学に関する内容の明確化など情報処理に関連する科目の見直しを進める。
- ・単位互換制度について、双方の提供科目などについて十分な情報を提供する。
- ・学士課程の卒業研究発表については、原則として公開で行う。
- ・工学部では平成20年入学生に対して **JABEE** 取得に向けたカリキュラムであることを宣言する。

(大学院課程)

- ・各研究科において作成した履修モデルをガイダンス等を通じて学生に周知する。
- ・客員研究員等の参加を得て、英語による講義の機会を増やす。
- ・大学院生の研究成果の発表を奨励するため、学会発表や論文原稿投稿に必要となる費用を支援する。

ウ 授業形態、学習指導方法等に関する具体的方策

(学士課程)

- ・全学年において、少人数グループで学習指導ができる体制を整備する。
- ・学生の自学自習をより一層支援するため、「講義概要」と **WEB** 版「シラバス」との2本立てにより講義情報を学生に提供する。
- ・自学自習の姿勢や研究方法、論理的記述力およびプレゼンテーション能力の向上を図るため、参加型授業運営を重視し、その運営方法等について研究会を実施する。

- ・これまでの近江楽座や近江環人地域再生学座の成果を活かし、新たに「地元学入門」を人間学科目として開講する。
- ・インターンシップの推進についての大学としての基本的な方針をまとめ、平成21年度からの単位認定に向けた準備を行う。

(大学院課程)

- ・教員の外部共同研究などに院生が積極的に参加するよう研究プログラムに関する情報の提供に努め、教員側からの働きかけを強化する。
- ・大学院生の研究成果の発表を奨励するため、学会発表や論文原稿投稿に必要となる費用を支援する。(再掲)
- ・在学生の留学意欲の向上を図るため、留学経験者による「海外留学ガイダンス」を開催する。

エ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

(学士課程)

- ・学生が学習達成度を実感しうるよう平成21年度から GPA 制度を導入するための準備を行う。
- ・卒業研究の質を確保するために、各学部学科において卒業研究の審査基準の見直しを行う。

(大学院課程)

- ・GPA 制度に代わる厳格な成績評価の基準および方法を定める。
- ・学位論文を正しく評価するために、各研究科等において学位論文の審査基準の見直しを行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・教員の採用選考にあたっては、模擬授業を取り入れるなど教育面における多面的な評価を行う。
- ・教員の採用は原則として公募制によるとともに、学外者を選考委員に登用した選考審査を拡大するなど選考過程の客観性・透明性をより高めることにより、優秀な人材の確保に努める。
- ・人事計画に基づき、女性・社会人・外国人の教員の採用を引き続き促進する。
- ・教育研究に係る経費の執行について、執行方法の見直しにより事務手続きの簡素化と効率化を図る。

イ 教育環境の整備に関する具体的方策

- ・学生が図書情報センターをより積極的に活用できるようレファレンス業務を強化する。また、新たに土曜日(月1回)を開館し、図書館機能を充実させる。
- ・e-learning による学習プログラムの拡充など学生の自主的学習のための環境を改善するとともに、TOEIC 対策学習者向け説明会を実施するなど学生の利用率向上を図る。
- ・学内情報ネットワークや CAD/GIS システムについて、技術の動向や費用対効果を勘案してシステムの更新を行う。

ウ 教育活動の評価および評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教育実践支援室において、各教員が授業改善などに主体的に関われるよう支援するとともに、各学科に授業改善を推進する教員を配置する。
- ・学生による授業評価の集計結果の分析を各学部等で行うとともに、FD 研究会や授業見学会などの実施を通じて授業改善につなげる。

エ 授業改善に効果的な FD 活動を行うための具体的方策

- ・教育実践支援室において、講義概要に加え詳細な WEB 版シラバスを作成するための研修会を実施する。
- ・教育実践支援室において、各教員の授業改善を支援するための研究会、研修会や授業見学会の実施を奨励する。
- ・教育実践支援室において、授業運営方法についての教員向け研修会を開催する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

ア 学習相談や生活相談、経済的支援に関する具体的方策

- ・全学年、全学部でグループアドバイザー制度などきめ細かな少人数指導体制をとり、充実した学習・生活指導を行う。
- ・オフィスアワーを大学ホームページや講義概要等に記載して学生への周知に努めるとともに、オフィスアワー等を利用した双方向の学習指導に努める。
- ・学生支援のための教職協働体制を強化する。
- ・学生支援センターの学生相談室において、臨床心理士による学生相談を行うとともに、学生相談担当教員との連携により問題を抱えている学生の早期発見・早期対応に努める。
- ・人権問題に関わる研修会を続き引き開催し、教職員の学生相談に関する意識の向上を図る。
- ・健康相談室において学生の健康相談全般からヘルスケア相談に対応するなど、学生の健康管理について積極的な支援に努める。
- ・「若者の健康と栄養」を人間学科目として新たに開講し、健康な食生活に関する学生の意識の向上に努める。
- ・各種奨学金に関する積極的な情報提供に努める。
- ・これまでの授業料減免制度を成績を加味したものに變更し、経済的支援を必要とし学業に意欲のある学生の支援に努める。
- ・平成21年度入学生から、県内に住所を有する生活困窮者に対して、入学料を免除する制度を新設する。
- ・大学院生の研究成果の発表を奨励するため、学会発表や論文原稿投稿に必要となる費用を支援する。(再掲)

イ 就職支援に関する具体的方策

- ・キャリア形成指導プログラムや各種講座について、女性向け、教職希望者向けなど卒業後の進路等に応じた体系的なキャリア教育プログラムとして整備する。
- ・学生のセルフマネジメント能力の向上を図るため、全学年を通じたキャリア教育プログラムの充実を図る。
- ・企業研究会での卒業生との交流会や同窓会組織と連携した卒業生セミナーを実施するなど、卒業生を通じて生の企業情報の提供に努める。
- ・インターンシップの実施にあたっては、滋賀県内の企業に限らず他府県の企業にも拡大して実施する。また、インターンシップについての大学の基本的な方針をまとめ、平成21年度からの単位認定に向けた準備を行う。
- ・大学ホームページ(「企業の方」むけ)に、学部卒業研究、大学院修士論文・博士論文のタイトル一覧へのリンクを設けるなど、教育研究内容についての積極的な情報提供に努める。
- ・学生の就職状況を学科ごとに分析し、各学科の教育内容の特色に応じた就職支援を行う。

- ・各種国家試験・資格試験と授業科目との対応関係について学生に周知を図るとともに、受験指導についても相談窓口などの指導体制を明確にする。（再掲）

ウ 社会人学生・留学生等に対する配慮

- ・学生支援センターにおける留学生や社会人に対する相談を充実させる。
- ・「異文化理解」として科目認定している海外派遣プログラムの多様化を検討する。
- ・受入留学生の知的資源を活用するため、TA やメンターとして授業や課外活動に参加する方策を検討する。
- ・留学生宿舎を新たに4戸整備する。
- ・勉学との両立可能な良質なアルバイトの開拓に努める。
- ・社会人の修学に関する実態および課題を把握するため、社会人学生および関係機関に対する調査を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究の方向性に関する具体的方策

- ・個々の教員が推進する創造的研究を研究費の面で支援するため、特別研究費助成に個人が申請できるカテゴリーを設ける。
- ・大学として重点的に推進するプロジェクト研究テーマを設定し、学内外の研究者による研究チームの組織化を行い、文部科学省等の公募プログラム・プロジェクトへ申請する。
- ・滋賀大学、ILEC（財団法人国際湖沼環境委員会）との包括協定に従い、環境をテーマとした共同研究を開始する。また、琵琶湖博物館と民俗学、考古学分野での共同研究の実施について協議する。

イ 大学として重点的に取り組む領域に関する具体的方策

- ・平成19年度の特別研究プログラム「自然共生流域圏の創生ー山ぎわから湖ぎわまでー」の実施結果を踏まえて、琵琶湖保全に関する研究を重点的に推進する。
- ・ガラス工学研究センターを中心にガラス製造技術に関する国際レベルの研究を推進する。
- ・開発した教材を用いて、大学サテライト・プラザ彦根等でテスト教育を行い、結果を評価する。
- ・韓国国民大学校、モンゴル国立大学との学科間協定をもとにした人的交流を進め、東アジア比較都市研究の継続とモンゴル・フスグル湖周辺地域に関する文化人類学、民俗学、歴史学等の総合的研究を進める。

ウ 成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・教員の業績データベース、広報誌および学部報の内容を充実するとともに、学報を発刊する。また、国立情報学研究所データベースへの論文登録を推進する。
- ・教員の研究成果発表会、各種セミナーおよび公開講座を積極的に開催するとともに、研究者総覧「知のリソース2007（追録版）」を発行して本学の研究成果を広く地域に公開する。
- ・教育施設のうち、体育館および野球場などのスポーツ施設の開放を推進する。
- ・教員の研究業績のデータベース化を促進するとともに、企業との緊密な交流により企業ニ

ズを積極的に把握し、共同研究等をさらに促進する。

エ 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策など

- ・教員の研究活動に対する評価項目・配点をさらに改善するとともに、教員の業績データベースを整備する。
- ・平成19年度の年度計画について県法人評価委員会の評価を受けるとともに、部局ごとおよび全学の外部評価を実施する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- ・理事長報奨制度を活用することにより、評価制度とリンクさせた処遇をする。
- ・教員の採用は原則として公募制によるとともに、学外者を選考委員に登用した選考審査を拡大するなど選考過程の客観性・透明性をより高めた教員選考を行う。
- ・教員のグループ化を促進するため、特別研究費による共同研究の支援やプロジェクト研究を推進する。
- ・一般研究費の基礎配分額においても、職階による区分を廃止し、優秀な若手教員を優遇する。
- ・平成21年度からのサバティカル制度の導入に向けて、制度の詳細を策定する。
- ・外国人客員研究員を引き続き受け入れるとともに、海南大学等との間で共同研究を立ち上げる。

イ 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- ・一般研究費は、基礎配分における職階区分を廃止するなど業績評価における評価項目・配点を見直し、配分方法をさらに改善する。
- ・従来の特別研究費をプロジェクト研究のための重点領域研究、特別研究および若手教員養成のための奨励研究に区分して配分する。
- ・特別研究費のなかに、大学として重点的に推進する研究として新たに重点領域研究を設け、戦略的に配分する。

ウ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・科学研究費等競争的資金の獲得を支援するための契約職員を新たに雇用する。
- ・構築した情報システムを改善して、研究設備、研究資材の共同利用を促進する。

エ 知的財産の創出、取得、管理および活用に関する具体的方策

- ・知的財産ポリシーに基づく特許等に関する方針を徹底するとともに、弁理士（客員教授）による特許相談会を行い特許等の出願を促進する。
- ・平成19年度に近畿経済産業局に採択された「地域資源活用型研究開発事業」および「戦略的基盤技術高度化支援事業」を通じて、県内研究機関と連携して地域の中小企業への技術移転につなげる。
- ・大学の知的財産所有に寄与が大きい教員に対して、外部資金のオーバーヘッドを財源にインセンティブを与える方策の導入を図る。

オ 研究活動の評価および評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- ・研究戦略委員会に専門委員会を設け、研究活動の評価と評価結果を研究の質の向上につなげる方策を検討する。
- ・大学として重点的に取り組むプロジェクト研究のテーマを設定し、学内外の研究者による研究チームの組織化を行う。
- ・従来の特別研究費に新たに長期にわたる重点領域研究に対して支援する区分を設け、研究費を配分する。

カ 県内諸機関との共同研究、学内外共同研究等に関する具体的方策

- ・平成19年度に近畿経済産業局に採択された「地域資源活用型研究開発事業」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」など行政や企業などとの共同研究に取り組むとともに、地域課題の調査研究に市民と協働して取り組む。
- ・滋賀大学、ILEC（財団法人国際湖沼環境委員会）との包括協定に従い、環境をテーマとした共同研究を開始する。また、琵琶湖博物館と民俗学、考古学分野での共同研究の実施について協議する。（再掲）
- ・琵琶湖の環境保全に関連したプロジェクト研究のテーマを設定し、学内外の研究者による研究チームの組織化を行う。
- ・外国人客員研究員を引き続き受け入れるとともに、海南大学等との間で共同研究を立ち上げる。（再掲）

3 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・地域に開かれた大学として社会貢献活動を活性化するため社会貢献推進委員会において、産学連携、地域づくり、生涯学習等について政策の企画立案等を検討し、大学の社会貢献活動を総合的に推進する。
- ・公開講座、琵琶湖塾などの活性化を図るために、受講者アンケート結果を踏まえて社会貢献推進委員会で協議し、受講者ニーズにあった各種講座を開講し、受講者満足度の向上と受講者数の増加を図る。
- ・近江環人地域再生学座等において、社会人を積極的に受け入れ、地域リーダーの育成に努める。
- ・人間学に設ける「地元学入門」を通じて学生の地域活動への参加を誘導するとともに、「近江楽座」の後継者育成のための「学生地域活動サポート講座」を開催する。
また、インターンシップの推進について、大学の基本的な方針をまとめ、平成21年度からの単位認定に向けた準備を行う。
- ・各種審議会、委員会等の委員に積極的に参加するため、教員の研究分野・テーマ等を一覧として整備し、公開する。
- ・「地域づくり調査研究センター」と「交流センター」とを統合した「地域づくり教育研究センター」を設置し、地域に根ざした調査研究活動の機能を充実する。

(2) 産学官連携の推進に関する具体的方策

- ・大学の研究成果をもとにした研究発表会、各種セミナー、産業界主催行事への出展協力、工学部支援会企業等との交流会等を積極的に推進する。
- ・平成19年度に近畿経済産業局に採択された「地域資源活用型研究開発事業」や「戦略的基

盤技術高度化支援事業」において、行政や企業と連携して研究成果の地域の中小企業への移転を図る。

- ・自治体、企業等との共同研究、受託研究を増加させるため、コーディネータによるマッチングのための渉外・広報活動を積極的に展開する。
- ・コラボしが21および大学サテライト・プラザ彦根を中心にして、学外での技術相談、技術指導を積極的に実施する。

(3) 地域の大学等との連携・支援に関する具体的方策

- ・大学を活かした地域活性化のための包括協定に基づき、滋賀大学、聖泉大学と連携し教育研究・学生支援・地域貢献などの多様な分野で大学間連携リレー講座を開講する。
- ・湖北学学連携協議会で培われた滋賀大学および長浜バイオ大学との連携を踏まえて、他大学とも連携して大学サテライト・プラザ彦根を活用したりリレー講座などを推進する。
- ・他大学等との授業科目の共有化、分担化について検討する。
- ・スーパーサイエンス校などとの高大連携を強化する。さらに、高大接続についても検討を行う。

(4) 他諸外国等との教育研究交流、教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・交流協定締結校へ留学する学生に対する支援制度を設ける。
- ・留学生宿舎を新たに4戸整備するなど留学生の在留支援を行う。
- ・留学生に「近江楽座」や滋賀の文化や歴史を理解するのに相応しい催しに参加させる。
- ・教員の国際学会での発表に対する補助制度を新たに創設するとともに、新たに協定を締結する韓国国民大学校文化大学国史学科およびモンゴル国立大学社会学部民族学科との学術交流を推進する。
- ・教員の国際学会での発表に対する支援制度を新たに創設する。
- ・大学院生の研究成果の発表を奨励するため、学会発表や論文原稿投稿に必要となる費用を支援する。(再掲)

II 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ・教育・研究・地域貢献の三本柱の根幹的な委員会の立ち上げを契機に、常設委員会および附属委員会の整理、統合等の見直しをする。
- ・企画広報部門を強化するとともに、学報の発行やホームページの充実により、学内外への情報発信を更に強化する。

(2) 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・公立大学法人滋賀県立大学に置く職およびその選考に関する規程を制定して学部長等の権限を強化したことから、引き続きその運営の適正化を期す。

(3) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・教員の採用にあたって、学外者を選考委員に登用した選考審査を拡大するなど客観性・透明性がより高い選考方法を行う。

(4) 内部監査機能の充実にに関する具体的方策

(設置済み)

(5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・若手教員や学外からの新任教員に対し、研究費の面で優遇措置や特別支援措置を引き続き実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・工学部に電子システム工学科を新設する。また、平成21年度からの大学院博士後期課程の改組案について、文部科学省へ届出を行う。さらに、国際教育センターの改組の方向を確定する。
- ・研究戦略委員会において、研究のマネジメントができる人材の発掘、育成を行う。

(2) 教育研究組織の見直しの方向性

- ・工学部に電子システム工学科を新設し、学生の受け入れを開始する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・人事計画に定める定数表に基づき、法人の自律的な管理のもとで適正な定数管理を行う。
- ・人事方針に基づき、年齢制限を緩和するなど応募要件の幅を広めることにより、優秀な職員の登用に努める。

(2) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・人事計画に基づき、原則として公募制により採用する。
- ・引き続き任期制を適用するとともに、年俸制の導入についても検討する。

(3) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・法人職員について、評価制度を構築する。

(4) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・平成21年度からのサバティカル制度の導入に向けて、制度の詳細を策定する。 (再掲)

(5) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- ・人事計画に基づき、女性・社会人・外国人の教員の採用を引き続き促進する。 (再掲)

(6) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・引き続き法人職員の計画的な雇用を行い、事務体制の強化を図る。
- ・事務職員的能力開発を図るため、学内研修および学外研修等による法人独自の人材育成制度を構築する。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・簡素で効率的な事務組織を構築するため、引き続き事務組織の機能の見直しや組織再編を図る。

(2) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・効率的な事務体制を構築するため、必要な事務の集中化と効果的なアウトソーシングについて検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 公正で効率的な財務運用を達成するための措置

(1) 限られた資源を効率的に配分するための措置

- ・引き続き予算編成時に各学部長等と深く連携し、限られた予算枠の適正な配分に努める。
- ・研究費配分の評価項目や配点を見直すなど研究費の評価配分をさらに客観性のある方式に改善する。

(2) 公正な財務運用を担保するための措置

- ・平成19年度決算を前年度決算との比較をするなどわかりやすく加工し、公表する。

(3) 使いやすく、無駄のない財務運用を可能にするための措置

- ・引き続き事務手続き等の電子化、ペーパーレス化を図るとともに、日々雇用職員の申請手続きと支払い事務とを合わせて一貫処理を行うなど財務システムの改善を図る。
- ・研究費執行マニュアルを改正するなど引き続き、支出手続きの簡素化に努める。

2 自己収入を増加するための措置

(1) 授業料・入学料収入を確保・増加するための措置

- ・他の国公立大学等の基準を参考に、収入面からみて授業料を適正な水準に定める。また、教職員間およびグループ間の連携により、引き続き授業料収入の100%確保に努める。
- ・教育・研究組織再編委員会において大学院博士後期課程の再編を検討して得られた改組案の文部科学省への届出を行う。同時に博士前期課程の定員改定をも届け出る。

(2) 外部資金受け入れの増加に関する目標を達成するための措置

- ・科学研究費補助金、公募型プロジェクト研究等の競争的外部資金への応募を支援する体制を強化し、獲得額の更なる増加を図る。
- ・共同研究、受託研究の受入を促進させるため、教員の研究業績のデータベース化を促進するとともに、コーディネータによる渉外・広報活動を積極的に展開する。
- ・外部資金の獲得状況をホームページで公開する。
- ・積極的に外部研究資金を導入した研究者にオーバーヘッドを財源に支援措置、優遇措置の導入を図る。

- ・科学研究費補助金、公募型プロジェクト研究等の競争的外部資金への応募を支援する体制を強化し、獲得額の更なる増加を図る。（再掲）

(3) 公開講座から収益をうるための措置

- ・公開講座（春季・秋季）は、講習料を徴収する。

(4) 大学施設利用を有料化するための措置

- ・教育施設のうち、体育館、野球場などスポーツ施設の開放を推進し、有料化についても検討する。

(5) 広く一般から寄付を募るための措置

（整備済み）

(6) 不要品等の売却から収益をうるための措置

- ・引き続き不要品等の売却を行う。

3 経費を抑制するための措置

(1) 人件費を抑制するための措置

- ・効率的な事務体制を構築するため、必要な事務の集中化と効果的なアウトソーシングについて検討する。（再掲）

(2) 光熱水費を抑制するための措置

- ・学内施設のエネルギー管理を行い、光熱水費の削減につながる具体策を実施する。また、ESCO事業等の実施を検討する。

(3) 物品購入費を抑制するための措置

- ・取引業者を業種ごとに区分して学内ネットワークに開示することにより、より安価に購入できる環境を整備する。
- ・所有物品について、学内ネットワークにおいて相互利用を促進するための掲示板を作成し、固定資産等の有効利用を図る。

(4) 業務委託費を抑制するための措置

- ・引き続き、契約方法等の見直しを進める。

4 資産の運用管理を改善するための措置

- ・管理物品や固定資産リストを学内ネットワークで公開し、共有化を図る。また、新学科棟の教育研究備品の整備については、既存設備の活用を図る。
- ・教員研究室、実験室、共用スペースの有効利用を図る。

IV 自己点検・評価および当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・平成21年度の認証評価機関への申請に向けて、全学および各学部等の担当者を決め、認証評価機関の評価基準に対応した自己評価、さらに部局ごとおよび全学的外部評価の実施を支援する体制を整備し、評価を実施する。
- ・認証評価機関の評価基準に対応した自己評価、さらに部局ごとおよび全学的外部評価を実施し、平成21年度の認証評価機関への申請の準備を行う。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- ・法人評価の評価結果を学内外に公表するとともに、学内では自己評価委員会、連絡調整会議等を通して意見・改善策を収集し、認証評価に向けて活用する。
- ・教員の教育、研究、地域・社会貢献、学内貢献の各分野における活動を評価し、研究費の配分に反映させたことから、給与その他への反映についてさらに検討を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページにより積極的な情報発信に努めるとともに、ホームページの閲覧情報の分析を進め、利用者のニーズに即したホームページの改善に努める。
- ・報道機関等への広報活動を強化するとともに、新聞掲載実績による提供のあり方の分析や新入生への広報媒体の有効度調査により広報効果の分析を行い、広報戦略の見直しや改善を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・淡海ユニバーサルデザイン行動指針に基づき、引き続き誰もが利用しやすい施設として整備を図る。
- ・学生の協力を得た「消し回り隊」の運用や各学部・グループによる環境こだわり（ISO14001）への取り組みを推進するとともに、エネルギー管理の運用などを通じて、引き続きエコキャンパスの構築に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・衛生委員会の原則毎月の開催、産業医による原則月1回の職場巡視などを行い、引き続き職場の安全および健康の確保に努める。
- ・危機管理システムの構築を検討する。
- ・危機管理や法令遵守に関連する研修を引き続き開催し、意識の向上を図る。

3 人権の啓発に関する目標を達成するための措置

- ・人権問題委員会を中心として、法人内の人権感覚を高め、人権に関する研修会を引き続き開催する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算（平成20年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 7 2 5
施設整備費補助金	7 8 5
自己収入	1, 7 3 4
授業料および入学金検定料収入	1, 6 9 2
雑収入	4 2
産学連携等研究収入および寄附金収入等	2 5 4
目的積立金取崩	9 0
計	5, 5 8 8
支出	
業務費	4, 6 2 7
教育研究経費	3, 4 4 4
一般管理費	1, 1 8 3
施設整備費	7 8 5
産学連携等研究経費および寄附金事業費等	1 7 6
計	5, 5 8 8

〔人件費の見積り〕

期間中総額2, 8 6 6百万円を支出する。（退職手当は除く。）

2 収支計画（平成20年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	4, 8 1 2
經常費用	4, 8 1 2
業務費	4, 2 0 9
教育研究経費	9 9 0
受託研究費等	1 4 4
役員人件費	7 4
教員人件費	2, 3 9 6
職員人件費	6 0 5
一般管理費	4 9 9
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	1 0 4
臨時損失	0
収入の部	4, 7 4 6
經常収益	4, 7 4 6
運営費交付金収益	2, 6 6 8
授業料収益	1, 3 7 2
入学金収益	2 6 8
検定料収益	5 2
受託研究等収益	1 4 6
寄附金収益	8 4
財務収益	0
雑益	5 2
資産見返運営費交付金等戻入	1 6
資産見返寄附金戻入	1 7
資産見返物品受贈額戻入	7 1
臨時利益	0
純利益	△ 6 6
目的積立金取崩益	6 6
総利益	0

3 資金計画（平成20年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	5,640
業務活動による支出	4,697
投資活動による支出	891
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	52
資金収入	5,640
業務活動による収入	4,713
運営費交付金による収入	2,725
授業料および入学金検定料による収入	1,692
受託研究等収入	146
寄附金収入	98
その他の収入	52
投資活動による収入	785
施設費による収入	785
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	142

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

7億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

なし

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上および組織運営の改善に充てる。

X 滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
工学部新学科校舎施設設備	総額 908 (施設整備785、 設備整備123)	施設整備費補助金および運営費 交付金

2 人事に関する計画

教員人事については、学長管理枠の運用を行うため、人事計画に基づく教員配置を進める。また、事務局職員については、人事計画に従い法人職員の採用を進める。

3 積立金の使途

90百万円を平成20年度予算の教育研究および組織運営の財源として充当する。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別表（収容定員）

平成20年度	環境科学部	720人
	工学部	510人
	人間文化学部	640人
	人間看護学部	280人
	環境科学研究科	102人（前期課程72人、後期課程30人）
	工学研究科	78人（前期課程60人、後期課程18人）
	人間文化学研究科	54人（前期課程36人、後期課程18人）
	人間看護学研究科	24人（修士課程24人）